

情報政策論第 1 回

1. I T 憲章に基づく具体的問題

2. // を踏まえ、日本が今後どのような情報政策を打ち出すべきか

I T 基本法 e-Japan 構想

各国の情報政策

- ・ アメリカ
- ・ フィンランド
- ・ シンガポール
- ・ インド
- ・ 韓国

G 8 : 米、カナダ、ロシア、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア

経済・社会問題のグローバルに

自由な意見交換

↓

憲章の採択（指針のようなもの）

A・トフラー

第 3 の波：情報化の波

民主主義の強化



多様な価値を認め合う民主主義

→世界規模の情報化が進められるか？

宗教的価値観や政治的敵価値観から、情報化を拒む人たちを認めるか？

e-Japan 構想

基盤整備

インフラストラクチャ

憲章では、インフラは民間主導

政府は、その妨げとなるものを取り除く

ネオ・リベラリズム

デジタルディバイド（情報格差）

いわゆる IT の普及に伴い、それを使いこなせるかどうか二極化する

本当にデジタルディバイドは起こるのか？起こっているのか？

→すでに存在する所得格差に、「使える」か「使えないか」が偶然重なっているだけではないか？

これが本当に原因なのか？

情報技術の流れ

DOS のコマンド入力から（CUI）→GUI の直感操作へ

アラン・ケイ・・・最終的には全て直感的に操作できるようになる予想

→よりユーザーフレンドリーに

ユビキタス・コンピューティング

ubiquitous